

大分県報

令和二年
三月三十一日
号外（二六）

（火曜日）

目次

監査委員告示

- 大分県監査事務局規程の一部改正……………一
大分県監査委員規程の一部改正……………一
大分県監査事務局に勤務する職員の休日休暇及び勤務時間等に関する規程の一部改正……………一
大分県監査事務局処務規程の一部改正……………一
大分県監査事務局倫理規程の一部改正……………一
大分県監査委員公印規程の一部改正……………一

○監査委員告示

大分県監査委員告示第二号
大分県監査事務局規程（平成四年大分県監査委員告示第一号）の一部を次のように改正する。
令和二年三月三十一日

大分県監査委員	首	藤	博	文
大分県監査委員	長	野	恭	子
大分県監査委員	三	浦	正	臣
大分県監査委員	小	嶋	秀	行

大分県監査委員事務局規程

題名を次のように改める。
第一条中「監査事務局」を「監査委員事務局」に改める。
第二条の表中「定期監査第一班、定期監査第二班」を「財務監査第一班、財務監査第二班」に改める。

令和二年三月三十一日

第七条第二項第三号中「健全化判断比率審査」を「健全化判断比率等審査」に改め、同項第五号を削り、同項中第四号を第五号とし、第六号を第四号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 内部統制評価報告書審査に関する事。

附則

この告示は、令和二年四月一日から施行する。

大分県監査委員告示第三号

大分県監査委員規程（平成十三年大分県監査委員告示第三号）の一部を次のように改正する。

令和二年三月三十一日

大分県監査委員	首	藤	博	文
大分県監査委員	長	野	恭	子
大分県監査委員	三	浦	正	臣
大分県監査委員	小	嶋	秀	行

第四条第二項第二号中「監査事務局規程」を「監査委員事務局規程」に改める。

附則

この告示は、令和二年四月一日から施行する。

大分県監査委員告示第四号

大分県監査事務局に勤務する職員の休日休暇及び勤務時間等に関する規程（平成元年大分県監査委員告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和二年三月三十一日

大分県代表監査委員	首	藤	博	文
-----------	---	---	---	---

題名中「大分県監査事務局」を「大分県監査委員事務局」に改める。

附則

この告示は、令和二年四月一日から施行する。

○監査委員訓令

大分県監査委員訓令第一号

大分県報号外（監査委告示・監査委訓令）

大分県監査事務局処務規程（昭和四十八年大分県監査委員訓令第二号）の一部を次のように改正する。

令和二年三月三十一日

大分県代表監査委員 首 藤 博 文

題名を次のように改める。

大分県監査委員事務局処務規程

第一条中「大分県監査事務局」を「大分県監査委員事務局」に改める。

第八条を次のように改める。

第八条 事務局職員の休暇その他服務に関するについては、第一課長に合議しなければならぬ。

別表第一の事務局長専決事項の項中「及び参事（総括）」を削り、同表の課長共通専決事項の項中「（参事（総括）を除く。以下第三号及び第四号において同じ。）」を削り、総務・財援監査班総括専決事項の項中「等を会計課長」を「等を総務事務センター所長」に改める。

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

大分県監査委員訓令第二号

大分県監査事務局倫理規程（平成十二年大分県監査委員訓令第一号）の一部を次のように改正する。

令和二年三月三十一日

大分県代表監査委員 首 藤 博 文

題名を次のように改める。

大分県監査委員事務局倫理規程

第一条中「大分県監査事務局職員」を「大分県監査委員事務局職員」に改める。

第二条及び第十条中「監査事務局」を「監査委員事務局」に改める。

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

大分県監査委員訓令第三号

大分県監査委員公印規程（昭和三十九年大分県監査委員訓令第二号）の一部を次のように改正する。

令和二年三月三十一日

大分県代表監査委員 首 藤 博 文

別表第一を次のように改める。

別表第一（第2条関係）

公印の種類	箇所	寸法（単位mm）	ひん形
大分県監査委員印	1	24	(1)
大分県代表監査委員印	1	24	(2)
大分県代表監査委員職務代理者印	1	24	(3)
大分県監査委員事務局長印	1	21	(4)
大分県監査委員事務局第一課長印	1	21	(5)
大分県監査委員事務局第二課長印	1	21	(6)

別表第二を次のように改める。

別表第二（第2条関係）

大分県監査委員印	大分県代表監査委員印	大分県代表監査委員職務代理者印
大分県監査委員職務代理者印	大分県監査委員事務局長印	大分県監査委員事務局第一課長印
大分県監査委員事務局第二課長印	大分県監査委員事務局第一課長印	大分県監査委員事務局第二課長印

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。